

## 別表1 応募者の要件

応募者は生産者、民間企業を必須構成員とするコンソーシアムであり、コンソーシアム及びその構成員の要件は次のとおりとする。

- ア 構成員は、下記に掲げる者とし、生産者、民間企業を必須の構成員とする。ただし、取組成果の普及性を考慮すると、市町村やJA等の関係機関が参画することが望ましいが、普及性が担保される場合は、その限りではない。
- イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムの運営に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。または事業実施までに定められる見込みがあること。
- ウ コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- エ 本事業によりスマート農業機器を購入する場合は、耐用年数の期間、適切に管理できる体制があること。
- オ 取組主体は、宮崎県内に事業所等の拠点を有していること。
- カ 取組後も機器の使用期間にわたって、データの提供や地域振興の協力ができること。

- 1 生産者
- 2 農事組合法人
- 3 農地所有適格法人
- 4 株式会社（農業を主たる事業として営むもの）
- 5 民間企業（スマート農業技術のノウハウを有する事業者であること）
- 6 市町村
- 7 農業サービス事業体
- 8 農業協同組合
- 9 宮崎県経済農業協同組合連合会
- 10 畜産協会
- 11 その他